

女性の職業選択に資する情報の公表【令和 7 年度公表分】

1. 女性職員の採用割合

常勤職員（令和 6 年度採用）

	男性 (人)	女性 (人)	総計 (人)	女性 割合
医師	32	10	42	24%
医療事務	0	1	1	100%
一般事務	51	37	88	42%
栄養士	0	3	3	100%
学芸員	0	1	1	100%
看護師	0	53	53	100%
化学	2	0	2	0%
建築	6	1	7	14%
機械	1	0	1	0%
言語聴覚士	0	1	1	100%
作業療法士	1	1	2	50%
社会福祉士	5	8	13	62%
獣医師	0	1	1	100%
助産師	0	1	1	100%
消防員	51	7	58	12%
心理	2	5	7	71%
診療放射線技師	1	1	2	50%
電気	4	0	4	0%
土木	8	0	8	0%
農林水産	2	1	3	33%
保育士	2	35	37	95%
保健師	0	10	10	100%
薬剤師	0	1	1	100%
理学療法士	1	0	1	0%
臨床検査技師	0	2	2	100%
臨床工学技士	1	1	2	50%
総計	170	181	351	52%

会計年度任用職員（令和 6 年 4 月 1 日採用）

部局	男性 (人)	女性 (人)	総計 (人)	女性割合
市長部局等	250	2434	2684	90.7%
教育委員会	303	1089	1392	78.2%
病院局	32	227	259	87.6%
総計	585	3750	4335	86.5%

2. 離職率

常勤職員（令和 6 年度） ※職員数 5,012 人

	男性	女性	総計
退職者（人）	91	99	190
離職率	3.5%	4.2%	3.8%

※令和 6 年 4 月 1 日時点の職員数における令和 6

年度中に自己都合で退職した職員の割合

※職員数：再任用職員、任期付職員を除いた人数

3. 男女別育児休業取得率

常勤職員（令和 6 年度）

	男性	女性
市長部局等	104.2%	100.0%
教育委員会	64.3%	100.0%
消防局	76.7%	
病院局	66.7%	107.1%
総計	91.0%	101.7%

※令和 6 年度中に育児休業を 1 日以上取得した職員の割合

※「船橋市次世代育成支援及び女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」にて算出している令和 6 年度の男性の育児休業取得率（1 週間以上の取得率）は 89.3%となる

会計年度任用職員（令和 6 年度）

	男性（件）	女性（件）
市長部局等	0	25
教育委員会	0	1
病院局	0	5
総計	0	31

※取得率の算出が困難なため件数にて把握

4. 男性の配偶者出産休暇等取得率

常勤職員（令和 6 年度）

取得率	95.1%
-----	-------

※配偶者の出産休暇又は男性の育児参加休暇を取得した割合

5. 超過勤務の状況（月当たりの平均）

常勤職員（令和 6 年度）

男性	女性	平均
17.3 時間	8.1 時間	12.7 時間

会計年度任用職員（令和 6 年度）

男性	女性	平均
3.75 時間	2.10 時間	2.32 時間

6. 管理職等の女性の割合

常勤職員（令和 7 年 4 月 1 日）

課長級以上（7 級以上）	10.22%
課長補佐級以上（6 級以上）	23.82%
係長級以上（4 級以上）	36.0%

※対象：行政職給料表（1）、企業行政職給料表（1）が適用されている職員

7. 各役職段階の職員の女性の割合

常勤職員（令和 7 年 4 月 1 日）

部局長・次長級（8 級）	10.0%
課長級（7 級）	10.3%
課長補佐級（6 級）	32.2%
係長級（4・5 級）	41.2%

※対象：行政職給料表（1）、企業行政職給料表（1）が適用されている職員

8. 職員の給与の男女の差異

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.4%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	88.9%
全職員	72.3%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	95.6%
本庁課長相当職	99.1%
本庁課長補佐相当職	96.7%
本庁係長相当職	94.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	88.5%
31～35年	90.8%
26～30年	89.8%
21～25年	86.0%
16～20年	87.0%
11～15年	89.5%
6～10年	89.8%
1～5年	91.4%

【説明欄】

常勤職員の所定勤務時間より勤務時間が短い短時間勤務職員等については、常勤職員の所定勤務時間を参考として職員数を換算している。

全職員に係る情報の「任期の定めのない常勤職員以外の職員」「全職員」について

女性の会計年度任用職員の職員数が多いため、差異が出ている。

「任期の定めのない常勤職員」に係る「(1) 役職段階別」について

扶養手当について、世帯主となっている男性に支給している場合が多く、扶養手当の男女の差異は19.8%である。

一方で給料についての男女の差異は99.4%でありほぼ差異がない。

「任期の定めのない常勤職員」に係る「(2) 勤続年数別」について

職員数について、男性は大卒の一般事務、女性は短大卒の保育士が多い。

そのため、男性の初任給が高い傾向にあり、差異が出ている。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。